

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

新旧対照条文

- 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）（抄） 1
- 動態調査の調査票の様式（昭和四十八年厚生省告示第二百九十二号） 6
- 中小企業退職金共済法施行令第十条第二号の厚生労働大臣が指定する表（平成九年労働省告示第八十一号） 7
- 厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成十年厚生省告示第百五号） 8
- 独立行政法人労働者健康福祉機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第四百号）（抄） 9
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）（抄） 10
- 医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体（平成二十七年厚生労働省告示第三百四十三号）（抄） 13

○ 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（労働安全コンサルタント試験の筆記試験の一部免除）</p> <p>第二条 規則第四条第二項の厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について筆記試験を免除する。</p>			<p>（労働安全コンサルタント試験の筆記試験の一部免除）</p> <p>第二条 規則第四条第二項の厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について筆記試験を免除する。</p>		
資格を有する者	試験の区分	科目	資格を有する者	試験の区分	科目
<p>（略）</p> <p>機械安全に係る中央産業安全専門官 （産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）第一条の中央産業安全専門官をいう。以下この表において同じ。）又は独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）第六十三条の規定による改正前の厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百四十三条の産業安全研究所、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号）第四</p>	（略）	（略）	<p>（略）</p> <p>機械安全に係る中央産業安全専門官 （産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）第一条の中央産業安全専門官をいう。以下この表において同じ。）又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所（独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）第六十三条の規定による改正前の厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百四十三条の産業安全研究所及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号</p>	（略）	（略）

<p>条において「平成十八年整備法」という。）第一条の規定による改正前の独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第二条の独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。第四条において「平成二十七年整備法」という。）附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第二条の独立行政法人労働安全衛生総合研究所を含む。以下この表において同じ。）において機械安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務（当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。）に従事した者</p>	<p>機 械</p>	<p>機 械 安 全</p>
<p>（第一条の規定による改正前の独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第二条の独立行政法人産業安全研究所を含む。以下この表において同じ。）において機械安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務（当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。）に従事した者</p>	<p>機 械</p>	<p>機 械 安 全</p>
<p>電気安全に係る中央産業安全専門官又は独立行政法人労働者健康安全機構において電気安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務（当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。）に従事し</p>	<p>電 気</p>	<p>電 気 安 全</p>
<p>電気安全に係る中央産業安全専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において電気安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務（当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。）に従事し</p>	<p>電 気</p>	<p>電 気 安 全</p>

<p>た者</p> <p>化学安全に係る中央産業安全専門官又は独立行政法人労働者健康安全機構において化学安全に関する研究に 関する企画、指導等を行う者として 五年以上その職務(当該職務に従事 する者の行う業務を直接管理し、又 は監督する職務を含む。)に従事し た者</p> <p>土木安全に係る中央産業安全専門官 、労働安全衛生法第八十八条第二項 の規定による届出のあつた計画につ いて同法第八十九条第一項の審査の 事務を行う者又は独立行政法人労働 者健康安全機構において土木安全に 関する研究に関する企画、指導等を行 う者として五年以上その職務(当 該職務に従事する者の行う業務を直 接管理し、又は監督する職務を含む 。)に従事した者</p>	<p>土木安全に係る中央産業安全専門官 、労働安全衛生法第八十八条第二項 の規定による届出のあつた計画につ いて同法第八十九条第一項の審査の 事務を行う者又は独立行政法人労働 者健康安全機構において土木安全に 関する研究に関する企画、指導等を行 う者として五年以上その職務(当 該職務に従事する者の行う業務を直 接管理し、又は監督する職務を含む 。)に従事した者</p>	<p>化学安全に係る中央産業安全専門官 又は独立行政法人労働者健康安全機 構において化学安全に関する研究に 関する企画、指導等を行う者として 五年以上その職務(当該職務に従事 する者の行う業務を直接管理し、又 は監督する職務を含む。)に従事し た者</p>	<p>た者</p>
<p>建 築</p>	<p>土 木</p>	<p>化 学</p>	
<p>建築安全</p>	<p>土木安全</p>	<p>化学安全</p>	

<p>事した者</p> <p>化学安全に係る中央産業安全専門官 又は独立行政法人労働安全衛生総合 研究所において化学安全に関する研 究に関する企画、指導等を行う者と して五年以上その職務(当該職務に 従事する者の行う業務を直接管理し 、又は監督する職務を含む。)に従 事した者</p> <p>土木安全に係る中央産業安全専門官 、労働安全衛生法第八十八条第二項 の規定による届出のあつた計画につ いて同法第八十九条第一項の審査の 事務を行う者又は独立行政法人労働 安全衛生総合研究所において土木安 全に関する研究に関する企画、指導 等を行う者として五年以上その職務 を含む。)に従事した者</p>	<p>土木安全に係る中央産業安全専門官 、労働安全衛生法第八十八条第二項 の規定による届出のあつた計画につ いて同法第八十九条第一項の審査の 事務を行う者又は独立行政法人労働 安全衛生総合研究所において土木安 全に関する研究に関する企画、指導 等を行う者として五年以上その職務 を含む。)に従事した者</p>	<p>化学安全に係る中央産業安全専門官 又は独立行政法人労働安全衛生総合 研究所において化学安全に関する研 究に関する企画、指導等を行う者と して五年以上その職務(当該職務に 従事する者の行う業務を直接管理し 、又は監督する職務を含む。)に従 事した者</p>	<p>事した者</p>
<p>建 築</p>	<p>土 木</p>	<p>化 学</p>	
<p>建築安全</p>	<p>土木安全</p>	<p>化学安全</p>	

	該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。 （）に従事した者		
(略)	(略)	(略)	(略)

(労働衛生コンサルタント試験の筆記試験の免除)
 第四条 規則第十三条第二項の厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について筆記試験を免除する。

資格を有する者 (略)	健康管理に係る中央労働衛生専門官 (産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第一条の中央労働衛生専門官をいう。以下この表において同じ。)又は独立行政法人労働者健康安全機構(独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令第六十三条の規定による改正前の厚生労働省組織令第四百四十四条の産業医学総合研究所、平成十八年整備法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人産業医学総合研究所法(平成十一年法律第八十二号)第二条の独立行政法人産業医学総合研究所及び平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の	試験の区分 (略)	科目 (略)
	保健衛生		健康管理

	(当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。)に従事した者		
(略)	(略)	(略)	(略)

(労働衛生コンサルタント試験の筆記試験の免除)
 第四条 規則第十三条第二項の厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について筆記試験を免除する。

資格を有する者 (略)	健康管理に係る中央労働衛生専門官 (産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第一条の中央労働衛生専門官をいう。以下この表において同じ。)又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所(独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令第六十三条の規定による改正前の厚生労働省組織令第四百四十四条の産業医学総合研究所及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人産業医学総合研究所法(平成十一年法律第八十二号)第二条の独立行政法人産業医学	試験の区分 (略)	科目 (略)
	保健衛生		健康管理

(略)	<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第二条の独立行政法人労働安全衛生総合研究所を含む。以下この表において同じ。)において健康管理に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務(当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。)に従事した者</p>	<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第二条の独立行政法人労働安全衛生総合研究所を含む。以下この表において同じ。)において健康管理に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務(当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。)に従事した者</p>
(略)	学 労働衛生工	
(略)	学 労働衛生工	
(略)	<p>労働衛生工学に係る中央労働衛生専門官又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において労働衛生工学に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務(当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。)に従事した者</p>	<p>総合研究所を含む。以下この表において同じ。)において健康管理に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務(当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。)に従事した者</p>
(略)	学 労働衛生工	
(略)	学 労働衛生工	

（傍線の部分は改正部分）

改正		察		行		県	
01	厚生行政法人国立病院機構	01	厚生行政法人国立病院機構	01	厚生行政法人国立病院機構	01	厚生行政法人国立病院機構
02	国立大学健康安全機構	02	国立大学健康安全機構	02	国立大学健康安全機構	02	国立大学健康安全機構
03	独立行政法人労働者健康推進機構	03	独立行政法人労働者健康推進機構	03	独立行政法人労働者健康推進機構	03	独立行政法人労働者健康推進機構
04	国立高度専門医療研究センター	04	国立高度専門医療研究センター	04	国立高度専門医療研究センター	04	国立高度専門医療研究センター
05	独立行政法人地域医療機能推進機構	05	独立行政法人地域医療機能推進機構	05	独立行政法人地域医療機能推進機構	05	独立行政法人地域医療機能推進機構
06	その他の	06	その他の	06	その他の	06	その他の
07	北海道府	07	北海道府	07	北海道府	07	北海道府
08	札幌市	08	札幌市	08	札幌市	08	札幌市
09	旭川市	09	旭川市	09	旭川市	09	旭川市
10	釧路市	10	釧路市	10	釧路市	10	釧路市
11	帯広市	11	帯広市	11	帯広市	11	帯広市
12	旭川市	12	旭川市	12	旭川市	12	旭川市
13	紋別市	13	紋別市	13	紋別市	13	紋別市
14	網走市	14	網走市	14	網走市	14	網走市
15	室蘭市	15	室蘭市	15	室蘭市	15	室蘭市
16	苫小牧市	16	苫小牧市	16	苫小牧市	16	苫小牧市
17	札幌市	17	札幌市	17	札幌市	17	札幌市
18	千歳市	18	千歳市	18	千歳市	18	千歳市
19	江別市	19	江別市	19	江別市	19	江別市
20	南幌市	20	南幌市	20	南幌市	20	南幌市
21	滝川市	21	滝川市	21	滝川市	21	滝川市
22	空知支庁	22	空知支庁	22	空知支庁	22	空知支庁
23	十勝支庁	23	十勝支庁	23	十勝支庁	23	十勝支庁
24	釧路支庁	24	釧路支庁	24	釧路支庁	24	釧路支庁
25	帯広支庁	25	帯広支庁	25	帯広支庁	25	帯広支庁
26	道庁	26	道庁	26	道庁	26	道庁
27	国	27	国	27	国	27	国

○ 中小企業退職金共済法施行令第十条第二号の厚生労働大臣が指定する表（平成九年労働省告示第八十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>中小企業退職金共済法施行令第十一条第二項の厚生労働大臣が指定する表</p>					
建設業	別表第六		建設業	別表第五	
清酒製造業	別表第七		清酒製造業	別表第六	
林業	別表第八		林業	別表第七	
<p>中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号） 第十一条第二項の規定に基づき、同項の厚生労働大臣が指定する表を、 次の表の上欄に掲げる特定業種の区分に応じ、同表の下欄に定める表とする。</p>					
<p>中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号） 第十条第二号の規定に基づき、同号の厚生労働大臣が指定する表を、 次の表の上欄に掲げる特定業種の区分に応じ、同表の下欄に定める表とする。</p>					

○ 厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成十年厚生省告示第百五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一〇五（略） 六 独立行政法人労働者健康安全機構 七（略）	一〇五（略） 六 独立行政法人労働者健康福祉機構 七（略）

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第四百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人労働者健康安全機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫納付すべき金額を算定する基準</p> <p>（納付算定対象額）</p> <p>第一条 この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>（以下「機構」という。）が、厚生労働大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち厚生労働大臣が定める額を控除した額をいう。</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫納付すべき金額を算定する基準</p> <p>（納付算定対象額）</p> <p>第一条 この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>（以下「機構」という。）が、厚生労働大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち厚生労働大臣が定める額を控除した額をいう。</p>

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細に於いて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細に於いて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予防接種の対象者であることとする。

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
（略）	（略）	（略）
重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業	国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は管理栄養

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
（略）	（略）	（略）
重大かつ緊急の生命保護に関する医療の提供（以下「重大緊急医療提供」という。）を行う事業	国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は管理栄養

<p>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事</p>	<p>士が行う重大緊急医療提供に係る業務</p>
---	--------------------------

<p>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関、救急病院若しくは救急診療所、分娩を扱う病院若しくは診療所若しくは助産所又は透析を扱う病院若しくは診療所において重大緊急医療提供を行う事</p>	<p>士が行う重大緊急医療提供に係る業務</p>
---	--------------------------

(略)	
(略)	業
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	業
(略)	

○ 医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体（平成二十七年厚生労働省告示第三百四十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体</p> <p>医療法第六条の十一第二項の厚生労働大臣が定める団体は、公益社団法人日本医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる医師会、公益社団法人日本歯科医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる助産師会、公益社団法人日本看護協会及び都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる看護協会、公益社団法人日本助産師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる助産師会、公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、公益社団法人日本臨床工学技士会、一般社団法人日本病院会及びその会員が代表者である病院、公益社団法人全日本病院協会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人全国医学部長病院長会議及びその会員が代表者である大学の医学部又は病院、公益財団法人日本医療機能評価機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研</p>	<p>医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体</p> <p>医療法第六条の十一第二項の厚生労働大臣が定める団体は、公益社団法人日本医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる医師会、公益社団法人日本歯科医師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる助産師会、公益社団法人日本看護協会及び都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる看護協会、公益社団法人日本助産師会及び都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人たる助産師会、公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、公益社団法人日本臨床工学技士会、一般社団法人日本病院会及びその会員が代表者である病院、公益社団法人全日本病院協会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院、一般社団法人全国医学部長病院長会議及びその会員が代表者である大学の医学部又は病院、公益財団法人日本医療機能評価機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研</p>

究開発法人国立長寿医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合連合会、一般社団法人日本病理学会、特定非営利活動法人日本法医学会、一般社団法人日本血液学会、一般社団法人日本内分泌学会、一般社団法人日本内科学会、公益社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本感染症学会、一般社団法人日本結核病学会、一般財団法人日本消化器病学会、一般社団法人日本循環器学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本外科学会、公益社団法人日本整形外科学会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益財団法人日本眼科学会、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会、公益社団法人日本皮膚科学会、一般社団法人日本泌尿器科学会、特定非営利活動法人日本口腔くう科学会、公益社団法人日本医学放射線学会、日本ハンセン病学会、特定非営利活動法人日本気管食道科学会、一般社団法人日本アレルギー学会、公益社団法人日本化学療法学会、公益社団法人日本麻酔科学会、特定非営利活動法人日本胸部外科学会、一般社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会、一般社団法人日本糖尿病学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本老年医学会、公益社団法人日本リハビリテーション医学会、一般社団法人日本呼吸器学会、一般社団法人日本腎臓学会、一般社団法人日本リウマチ学会、一般社団法人日本生体医工学学会、日本先天異常学会、一般社団法人日本肝臓学会、一般社団法人日本形成外科学会、日本熱帯医学会、特定非営利活動法人日本小児外科学会、一般社団法人日本脈管学会、一般社団法人日本人工臓器学会、一般社団法人日本消化器外科学会、一般社団法人日本臨床検査医学会、一般社団法人日本核医学会、一般社団法人日本救急医学会、一般社団法人日本心身医学会、一般社団法人日本消化器内視鏡学会、一般社団法人日本癌がん治療学会、一般社団法人日本移植学会、特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会、一般

究開発法人国立長寿医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、国家公務員共済組合連合会、一般社団法人日本病理学会、特定非営利活動法人日本法医学会、一般社団法人日本血液学会、一般社団法人日本内分泌学会、一般社団法人日本内科学会、公益社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本感染症学会、一般社団法人日本結核病学会、一般財団法人日本消化器病学会、一般社団法人日本循環器学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本外科学会、公益社団法人日本整形外科学会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益財団法人日本眼科学会、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会、公益社団法人日本皮膚科学会、一般社団法人日本泌尿器科学会、特定非営利活動法人日本口腔くう科学会、公益社団法人日本医学放射線学会、日本ハンセン病学会、特定非営利活動法人日本気管食道科学会、一般社団法人日本アレルギー学会、公益社団法人日本化学療法学会、公益社団法人日本麻酔科学会、特定非営利活動法人日本胸部外科学会、一般社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会、一般社団法人日本糖尿病学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本老年医学会、公益社団法人日本リハビリテーション医学会、一般社団法人日本呼吸器学会、一般社団法人日本腎臓学会、一般社団法人日本リウマチ学会、一般社団法人日本生体医工学学会、日本先天異常学会、一般社団法人日本肝臓学会、一般社団法人日本形成外科学会、日本熱帯医学会、特定非営利活動法人日本小児外科学会、一般社団法人日本脈管学会、一般社団法人日本人工臓器学会、一般社団法人日本消化器外科学会、一般社団法人日本臨床検査医学会、一般社団法人日本核医学会、一般社団法人日本救急医学会、一般社団法人日本心身医学会、一般社団法人日本消化器内視鏡学会、一般社団法人日本癌がん治療学会、一般社団法人日本移植学会、特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会、一般

社団法人日本リンパ網内系学会、一般社団法人日本大腸肛門病学会、一般社団法人日本超音波医学会、一般社団法人日本動脈硬化学会、特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会、一般社団法人日本集中治療医学会、一般社団法人日本臨床薬理学会、特定非営利活動法人日本高血圧学会、公益社団法人日本臨床細胞学会、一般社団法人日本透析医学会、一般社団法人日本内視鏡外科学会、一般社団法人日本肥満学会、一般社団法人日本血栓止血学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会、特定非営利活動法人日本レーザー医学会、公益社団法人日本臨床腫瘍学会、特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会、特定非営利活動法人日本緩和医療学会、公益社団法人日本放射線腫瘍学会、一般社団法人日本熱傷学会、特定非営利活動法人日本小児循環器学会、一般社団法人日本磁気共鳴医学会、特定非営利活動法人日本肺癌がん学会、一般社団法人日本胃癌がん学会、一般社団法人日本造血細胞移植学会、一般社団法人日本ペインクリニック学会、一般社団法人日本病態栄養学会、日本歯科医学会、一般社団法人日本医療薬学会、一般社団法人日本看護系学会協議会の社員である学会、一般社団法人医療の質・安全学会並びに一般社団法人医療安全全国共同行動とする。

社団法人日本リンパ網内系学会、一般社団法人日本大腸肛門病学会、一般社団法人日本超音波医学会、一般社団法人日本動脈硬化学会、特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会、一般社団法人日本集中治療医学会、一般社団法人日本臨床薬理学会、特定非営利活動法人日本高血圧学会、公益社団法人日本臨床細胞学会、一般社団法人日本透析医学会、一般社団法人日本内視鏡外科学会、一般社団法人日本肥満学会、一般社団法人日本血栓止血学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会、特定非営利活動法人日本レーザー医学会、公益社団法人日本臨床腫瘍学会、特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会、特定非営利活動法人日本緩和医療学会、公益社団法人日本放射線腫瘍学会、一般社団法人日本熱傷学会、特定非営利活動法人日本小児循環器学会、一般社団法人日本磁気共鳴医学会、特定非営利活動法人日本肺癌がん学会、一般社団法人日本胃癌がん学会、一般社団法人日本造血細胞移植学会、一般社団法人日本ペインクリニック学会、一般社団法人日本病態栄養学会、日本歯科医学会、一般社団法人日本医療薬学会、一般社団法人日本看護系学会協議会の社員である学会、一般社団法人医療の質・安全学会並びに一般社団法人医療安全全国共同行動とする。